

鳥取県骨髄ドナー提供支援金支給要領（新旧対照表）

第1 鳥取県骨髄ドナー提供支援金支給要領（令和元年10月2日付第201900148794号鳥取県福祉保健部健康医療局長通知）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(事業内容) 第2条 (1)ドナーが骨髄等の提供のため<u>に要した</u>日数に応じて予算の範囲で支援金を支給する。(以下「ドナー向け助成」という。) (2) 略</p> <p>(ドナー向け助成の支給条件) 第3条 略 (1) 略 <u>(2) (削除)</u> <u>(3) (削除)</u> <u>(2)</u> 略</p> <p>2 ドナー向け助成の対象となる<u>日</u>は、骨髄バンクが発行する証明書により、骨髄バンク事業に関する手続きのための通院又は入院のために要した日であることが証明できる<u>日</u>とする。 3 支援金の支給額は、前項の<u>日数</u>×10,000円とし、70,000円を上限とする。</p> <p>第4条～第10条 略</p>	<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(事業内容) 第2条 (1)ドナーが骨髄等の提供のため<u>休暇を取得した場合に、取得した休暇</u>日数に応じて予算の範囲で支援金を支給する。(以下「ドナー向け助成」という。) (2) 略</p> <p>(ドナー向け助成の支給条件) 第3条 略 (1) 略 <u>(2) 被雇用者であること。</u> <u>(3) 骨髄等の提供にあたって雇用主から休暇を取得したこと。</u> (4) 略</p> <p>2 ドナー向け助成の対象となる<u>休暇</u>は、骨髄バンクが発行する証明書により、骨髄バンク事業に関する手続きのための通院又は入院のために要した日であることが証明できる<u>日に係る休暇</u>とする。 3 支援金の支給額は、前項の<u>休暇1日につき</u>10,000円とし、70,000円を上限とする。</p> <p>第4条～第10条 略</p>

第2 様式第1号を別添のとおり改正する。

附 則

1 この要領は、令和5年6月7日から施行し、令和5年度の支給決定から適用する。